

# 平安朝漢詩文研究における二次資料の活用

——大江朝綱の勅答を例にして——

川村 卓也

## 一、はじめに

平安朝漢詩文を読んでいると「これまでの平安朝漢詩文研究において、二次資料は果たして十分に活用されてきたのだろうか」という疑問が湧いてくることがある。ここでいう二次資料とは、詩作のための手引書や、初学者のために漢文を和語で解説した抄物で、いずれも後人による編纂のものを指す。具体的にいうと、菅原為長（一五八―一二四六）撰『文鳳抄』・藤原孝範（一一五八―一二三三）撰『擲金抄』といった、院政期から鎌倉時代初期にかけて邦人によって編纂された対語語彙集や、室町時代の抄物のことである。なかでも『文鳳抄』・『擲金抄』については、本間洋一や佐藤道生らの先行研究<sup>①</sup>によって既に語り尽くされた観があるが、現在の平安朝漢詩文研究において積極的に活用されているとは言い難いのではない。従って、研究におけるその活用価値については、いまだ検討す

る余地がある。その一環として、本稿では、「答枇杷左大臣辭職表勅（枇杷左大臣の職を辞するの表に答ふる勅）」を題材に検討する。具体的には、『蒙求』の抄物である『蒙求抄』などを用いつつ、現在通行している当該勅答の校訂本文に疑義を呈し、身延山久遠寺本の本文のままに読むことを主張したい。加えて、句題詩作成のための対語集である『文鳳抄』・『擲金抄』を効果的に使うことによって、当該勅答が展開する表現の背景が読み解きうるということを述べたい。

## 二、「答枇杷左大臣辭職表勅」について

「枇杷左大臣」の名で知られる藤原仲平<sup>②</sup>（八七五―九四五）は、藤原基経の次男である。兄に時平、弟に忠平を持つ人物であるものの、兄・弟たちと比較すると大変に地味な存在であり、出世の方面でも、弟の忠平に出遅れていた。そのような仲平にとって、承平三

年（九三三）にようやく右大臣に任命されたことは、一大慶事といふべき出来事であったことだろう。

さて、当時の慣習に従い、右大臣の任官をいったんは辞退しようとした仲平のことを慰留するために書き著されたのが、「答枇杷左大臣辞職表勅（枇杷左大臣の職を辞するの表に答ふる勅）」（『本朝文粹』巻二所収 以下、「当該勅答」）である。「勅答」とは、勅書<sup>(3)</sup>の一種で、多くは貴族らの辞表に対して著された公文書のことである。当時、大内記の職にあった大江朝綱によって著された。当該勅答における仲平を称賛する箇所には、後述するように、校訂にまつわる問題があり、当時における用典の技法をより正確に知る上でも解決せねばならない喫緊の課題といえよう。以下に本文を引用する。底本は、『本朝文粹』流布本の原本に相当する身延山久遠寺本<sup>(4)</sup>によつた。また、読解の便宜上、①～③の段落番号を附した。末尾の注に簡単な語釈を載せたので、適宜参照されたい。<sup>(5)</sup>

①勅。重得表具之。夫立事立官、卿家之旧語。世功世徳、何人之遺蹤。去病則是霍將軍博陸之兄、玄成寧非韋丞相第二之子。縦云侯王無種、已知公卿有門。

②況公芝局席寵、戴曉星而積年、椒室締花、霑春露而映日。

③朕之所加、自副僉屬。方今一片風清、雖弘奔競之跡、万機塵鬧、恐擁謙讓之懷。朕心匪石、公何可転。莫重地中之山、以塞天下之望耳。

承平三年三月十六日

〔①勅。重ねて表を得て之を具さにす。夫れ「事を立して官を立す」とは、卿が家の旧語なり。功を世よにし徳を世よにするは、何れの人の遺蹤なる。去病は則ち是れ霍將軍博陸の兄にして、玄成は寧んぞ韋丞相第二の子に非ざらんや。縦ひ「侯王に種無し」と云へども、已に公卿に門有るを知る。〕

②況んや公は芝局 寵を席き、曉星を戴きて年を積ね、椒室 花を締びて、春露に霑ほひて日に映ず。

③朕の加ふる所、自ら僉屬に副へり。方に今 一片の風清し、奔競の跡を払ふと雖も、万機 塵鬧しければ、恐らくは謙讓の懷<sup>おも</sup>を擁せん。朕が心は石に匪ず、公何ぞ転ずべけんや。地中の山を重ねて、以て天下の望みを塞ぐこと莫れといふのみ。

承平三年三月十六日

承平三年（九三三）に、任命された右大臣の職を辞そうとする藤原仲平に対し、当時の朱雀天皇が慰留するという体裁をとっている。

（1）勅答が書かれるまでの行程

さて、そもそも勅答とはどのような行程を経て発せられるものだったのだろうか。当該勅答の内容を検討する前に、まずはそのことを整理したい。

前項でも触れたことではあるが、ここでいう勅答とは、公卿の辞

表に対するものである。『西宮記』を次に掲げた。

新任大臣三度献辞表。(又有辞封表。第三表有勅答。(以下略))

〔新任の大臣は三度 辞表を献ず(又 封を辞する表有り。第三

三表に勅答有り。〕

〔『西宮記』臨時一(乙)「新任大臣表」

大臣に任命されたならば儀礼的に三度ほど辞表を奉ってから後に任じられたその職に就任するのが慣習であった。そして右に掲げた通り、三度目の上表の際に新任大臣を慰留する勅答が発せられるのである。本稿で取り上げる当該勅答も、仲平が三度目の上表をした際のものである。では、勅答が発行されるまでには、どのような行程があったのだろうか。藤原孝範が著した、内記の職掌についての故実書である『柱史抄』を見てみよう。

兼日、堪能文之儒奉之草進。其間作者内々告大内記許者例也。

勅答有無隨時儀。(中略)

有勅答之時。職事前日送書状云、明日可有撰政御上表也。所請

不許勅答。任先例可被用意者。其後内々行向表作者許、見表草。

兼又令見勅答草。蓋故実也。

〔兼日、文を能くするに堪ふるの儒之が草を奉り進ず。其

間 作者 内々に大内記の許に告ぐることは例なり。勅答の

有無は時儀に随ふ。(中略)

勅答有るの時、職事 前日 書状を送りて云はく、「明日撰

政御上表有るべきなり。請ふ所を許さざるの勅答、先例に

任じて用意せらるべし」てへり。其後 内々に表の作者の許に行き向かひ、表が草を見る。兼ねて又た勅答が草を見せしむ。蓋し故実なり。〕

〔『柱史抄』卷下・臣下部・撰閱表事〕

引用箇所は、新任の撰政・関白による辞表と、それに対する勅答とに関わる箇所である。これを要約してみると、どうやら辞表の作者と勅答を著す大内記とは、一連の上表の行為を円滑に進めるために、互いに連絡を取り合い、また、上表の前日に辞表や勅答の草稿を見せ合うといった談合をしていたらしい。引用箇所の表現を借りれば、それが「故実」だというのだ。当該勅答と対の関係になるべき仲平の辞表の本文は現存しておらず、その作者も不明であるが、この記述を信頼すれば、朝綱も辞表作者との談合を経たうえで、当該勅答の本文は決定されたのである。

## (2) 勅答の内容について

次に当該勅答の内容について大まかな整理をしてみよう。まず、第①段落において、仲平の血統について賞賛し、藤原氏が名門であることを述べる。後述することになる傍線部においては、仲平のことを中国前漢の霍去病や韋玄成に擬えている。その後、第②段落にて、仲平個人も皇室からの寵愛が深いことを述べる。その後の第③段落において、天皇が仲平に右大臣に任じようとしたのは「僉属」(多くの人の要望)にそったものであり、仲平が断わろうとしてい

るのは、様々のことがさがわがしく、謙讓の思いをもよおしたためであろうとした上で、強い決意のもと、右大臣就任を強く勧めるものである。

### (3) 藤原仲平について

ここでは、藤原仲平について簡単に押さえておきたい。まずは仲平の経歴について簡単にたどると、右衛門佐・右近衛少将・右近衛中将・左近衛中将・藏人頭などをつとめたのち、大納言・右大臣をへて、承平七年（九三七）に左大臣に就任する人物である。当該勅答との関連でいえば、右大臣に任ぜられたのは、『公卿補任』によると、承平三年（九三三）二月十三日であり、仲平五十九歳の時であった。次に家系について述べる。『大鏡』基経の本文を以下に引用する。

この昭宣公のおとどは、陽成院の御舅にて、宇多の帝の御時に、准三宮の位にて年官・年爵をえたまふ。朱雀院・村上の祖父にておはします。「世覚えやむごとなし」と申せばおろかなりや。御男子四人おはしましき。太郎左大臣時平、二郎左大臣仲平、四郎太政大臣忠平と言ふに：（『大鏡』基経）

藤原基経について「御男子四人おはしましき」と述べた後に、長男時平・次男仲平・四男忠平という順に三人の子息を紹介している。ここでは、仲平は基経の次男にあたるということが了解できよう。

また、仲平については、宇多法皇との関係が深かったことを示す

資料がある。

延喜十一年夏六月十五日、太上法皇、開水閣、排風亭、別喚大戸、賜以淳酒。然応其選者、唯參議藤原朝臣仲平、兵部大輔源嗣・左近衛少将藤原兼茂・藤原俊蔭・出羽守藤原経邦・兵部少輔良峯遠視・左兵衛佐藤原伊衡・散位平希世等八人而已。

〔延喜十一年夏六月十五日、太上法皇、水閣を開き、風亭を排き、別に大戸を喚び、賜ふるに淳酒を以てす。然れば其の選に應ずる者は、唯だ參議藤原朝臣仲平、兵部大輔源嗣・左近衛少将藤原兼茂・藤原俊蔭・出羽守藤原経邦・兵部少輔良峯遠視・左兵衛佐藤原伊衡・散位平希世等の八人のみ。〕

（紀長谷雄「亭子院賜飲記」『本朝文粹』卷十二）  
これは延喜十一年（九一一）に「太上法皇」、すなわち宇多法皇が院御所の亭子院において催した宴の様子を記したものである。ここでは、仲平が宴に陪席していたことが記されている。引用箇所末尾では、宴の出席者について「八人而已」というようにわざわざ限定形を用いていることから、仲平らに対する宇多法皇による寵愛ぶりが窺えよう。当該勅答第②段落での、仲平と皇室との関わりについての記述は、宇多法皇とのかような関係をも念頭に置いたものかと考えられる。

さて、当該勅答が著されるきっかけとなった承平三年の任右大臣に関する逸話も『大鏡』仲平に見える。

このおとど（仲平のこと 引用例注）は、基経のおとどの次郎。

継母は、本院の大臣（時平のこと 引用例注）に同じ。（中略）

貞信公（忠平のこと 引用例注）よりは御 兄なれども、三十年まで大臣になりおくれたまへりしを、つひになりたまへれば、おほきおほいどの御よろこびの歌、

おそくとくつひに咲きぬる梅の花たが種多おきし種にかあ  
るらむ

やがてその花をかざして、御対面の日、よろこびたまへる。

（『大鏡』仲平）

先に左大臣になっていた弟の忠平が、ようやく右大臣になった兄の仲平に梅の枝を和歌とともに贈り祝賀する逸話である。右大臣就任は、弟に比べて出世が遅れていた仲平<sup>(6)</sup>にとっては、人生の転機とでもいえるべき出来事であり、右大臣就任時の仲平の周縁を探るうえでも当該勅答を研究することは重要かと考えられる。

### 三、本文校訂について

#### ― 柿村重松から新大系までの先行研究概観 ―

では、当該勅答を読むにあたってはどのような問題点があるのだろうか。『本朝文粹』の校訂テキストとして現在最も通行しているのは新日本古典文学大系（以下、「新大系」）の本文である。本稿で問題としたいのは、「はじめに」で引用した本文の傍線部の箇所

ある。以下に金原理担当の校訂本文を引用する。

去病則是霍將軍博陸之兄、玄成寧非韋丞相第四之子。

ここでの校異注において「四（意）・二」と示すように、底本である身延山本では「第二之子」とあるところをここでは「第四之子」に意改しているのである。なお、『本朝文粹』巻二の身延山本以外のテキストとして、写本においては例えば猿投神社甲本や、版本においては寛永六年（一六二九）刊版本・正保五年（一六四八）刊版本があるが、これらはすべて「第二之子」に作っており、「第四之子」の本文を作るテキストはひとつもない。

新大系がこのような意改をした背景としては、『本朝文粹』研究の古典的名著である柿村重松『本朝文粹註釈』（以下、「柿村註」）に、去病則是霍將軍博陸之兄、玄成寧非韋丞相第二（諸本作二、案漢書當作四）之子

とあることが挙げられる。ここでは正保刊版本を底本にした本文を改めこそはしていないものの、「第二之子」という本文に対して、『漢書』の記述に従って「第四之子」に作るべきではないかという案語を挿入している。では、柿村註の案語の拠り所となった『漢書』韋賢伝を引用してみよう。

賢四子。長子方山為高寢令、早終。次子弘、至東海太守。次子舜、留魯守墳墓。少子玄成、復以明經歷位至丞相。故鄒魯諺曰、「遺子黃金滿贏、不如一經」。

〔賢に四子あり。長子方山は高寢令に為れども、早に終ゆ。〕

次子弘、東海太守に至る。次子舜、魯に留まりて墳墓を守  
る。少子、玄成、復た經に明らかなるを以て位を歴て丞相に  
至る。故に鄒魯の諺に曰く、「子に黄金滿籩を遺すは、一經  
に如かず」と。」

〔漢書〕韋賢伝

これは、韋賢の四人の息子について述べられている部分である。  
そこでは傍点部のように韋玄成のことを、「少子」としているように、  
韋賢の四人いる息子のうちの末子だとしているのである。『漢書』  
のここでの記述に従えば、「第二之子」という本文を「第四之子」  
にすべきではないかと問題提起した柿村註や、実際に意改した新大  
系の本文は、一見、妥当なものに見える。しかし、本当にそれでい  
いのだろうか。

#### 四、日本漢学における「韋玄成」のイメージの諸相

##### (1) 日本漢詩文における韋玄成

柿村註・新大系での判断を再検討するにあたって、日本漢学にお  
ける韋玄成についての言説を見てみよう。まずは、平安から鎌倉に  
かけて幼学書として貴族の子弟に読まれた『蒙求』から引用したい。

韋賢滿籩

《李瀚自注》漢書…少子玄成字少翁。位亦至丞相。封於范陽…

〔漢書〕少子、玄成、字は少翁。位は亦た丞相に至る。范陽に

封ぜらる…

〔故宮博物院本「蒙求」〕

『蒙求』には、韋玄成の父である韋賢のことを題材にした「韋賢  
滿籩」という標題がある。子息には「籩」(カゴ) いっぱいの黄金  
を与えるよりも経書をひとつ教えたほうが良いことを説くものであ  
るが、そこでの李瀚自注には『漢書』韋賢伝が引用されており、玄  
成のことも「少子」であるとされている。

では、次に平安後期から鎌倉初期にかけての日本漢詩文での用例  
を見てみよう。①～④というように列挙した。

①、范蠡長男凡草老 韋賢少子一叢殘

〔范蠡が長男 凡草 老いたり、韋賢が少子 一叢 残り〕

(大江佐国「菊為花最弟」『新撰朗詠集』秋「菊」)

②、范蠡長男 韋賢少子

〔擲金抄〕下・双貫部・人倫部「兄弟」

③、大伯遁名 玄成伝業

〔擲金抄〕下・双貫部・人倫部「兄弟」

④、彼玄成者、韋賢之少子、文彩過父、

慈明者、荀氏之一龍也、名譽絶群。

〔彼の玄成は、韋賢の少子にして、文彩 父に過ぎたり、

慈明は、荀氏の一龍にして、名譽 群を絶す〕

(藤原敦光「請特蒙被給字問料於男学生正六

位上成光、令繼儒業」状『本朝統文粹』卷六)

①・②は、ともに、弟を見殺しにしまった范蠡の長男の故事

〔『史記』越世家)と対してある例である。①は、「范蠡長男」を

菊以外の草花に、「韋賢少子」を「菊」にそれぞれ喩えている。詩題の「菊為花最弟」とは、菊のことを「花最弟」、すなわち秋の草花のなかで最も遅くに咲く花であることを述べる題目である。ここでは「菊為花最弟」という題を敷衍するために「韋賢少子」を用いているのであるから、末子であるとする『漢書』の記述に従っている。②は、鎌倉初期の対語語彙集である『擲金抄』での用例である。これも「少子」としているのだから、明らかに『漢書』の記述に従っているであろうが、ここでは掲出されている部立に注目したい。その部立の名を見ると、まさに「兄弟」とある。この部立に着目すれば、「范蠡カ長易」が「兄」を表すのに対して、「韋賢カ少子」、すなわち韋玄成は「弟」の関連語として享受されていたかと考えられる。③も同じく『擲金抄』の同じ部立に掲出されている対語である。「玄成伝業」とは、韋賢の業績が「弟」である韋玄成に受け継がれたことを述べるものである。弟とともに江南に至り、呉の始祖となった太伯のことを題材にする「大伯遁名」と対にされている。これも②と同様に、「弟」の関連語として掲出されている例である。④は、藤原敦光（一〇六四―一一四四）が息子の成光に学問料を支給されるように乞うたものである。ここでは成光のことを韋玄成や、後漢の荀淑の六男である荀爽に擬える。

以上、①～④というように、日本漢詩文での用例を列挙したが、いずれも韋玄成のことを、韋賢の四人いる息子のうちの「少子」（末子）だとする『漢書』の言説に基づいたものである。「弟」の関連

語となっていることは、①・④のように、わずかに二例といった寥寥たる実作の用例だけでは判然としかねるのであるが、『擲金抄』という二次資料の部立に着目することによって、ようやく自信を持って押すことができるのである。

実は、当該勅答において「第二之子」の対語として配置される霍去病に関する詩語も、②・③と同じ『擲金抄』下・双貫部・人倫部「兄弟」に掲出されている。霍去病は、朝廷の実力者であった霍光の兄であった人物である。<sup>9)</sup>次に掲げた。

去病、<sup>カ</sup>賢 放勛<sup>カ</sup>徳（『擲金抄』下・双貫部・人倫部「兄弟」）  
ここでは、兄である摯のことを補佐した放勛、すなわち堯のことを表す「放勛徳」と対にされている。兄のことをよく補佐した「弟」である「放勛」と対にされているのであるから、ここでも「去病賢」とは「兄」の関連語として用いられているのである。武人としてのイメージが強い霍去病ではあるが、武人としてではなく「兄」としてのイメージとして享受されていたようだ。これを踏まえると、霍去病は「兄」の、韋玄成は「弟」の関連語として用いられていたことがうかがえ、当該勅答においても同様の用法で用いられている。当時の日本人がいかなるイメージのもと、これらの語句を用いていたかが分かる。<sup>10)</sup>

霍去病についても、先の韋玄成と同様に、「兄」の関連語として用いられている実作での用例は非常に少ない。これについてもやはり、『擲金抄』を見れば分からねぬことなのである。

それはさておき、前掲した『蒙求』や日本漢詩文での用例①④を踏まえれば、『漢書』韋賢伝の記述を踏まえたであろう、韋玄成が四人兄弟の末子であるという言説は当時流布していたと思し、このままだと、当該勅答の本文について「第二之子」ではなく「第四之子」に作るべきだとした柿村註・新大系の見識は、ますます妥当なものに見えてしまう。

## (2) 『史記』・『蒙求抄』から見る韋玄成

しかしながら、韋玄成の生まれ順については異伝があるのである。『史記』張丞相列伝には次のようである。

韋丞相賢者、魯人也。以読書術為吏、至大鴻臚。有相工相之、当至丞相。有男四人。使相工相之。至第二子、其名玄成。相工曰、此子貴、当封。

〔韋丞相賢は、魯の人なり。読書の術を以て吏と為り、大鴻臚に至る。相工の之を相すること有りて、「当に丞相に至るべし」と。男四人有り。相工をして之を相せしむ。第二子に至る、其の名は玄成。相工曰く、「此の子は貴く、当に封ぜらるべし」と。〕  
（『史記』張丞相列伝）

韋玄成の父、韋賢が大鴻臚であった時、相人に自身や息子の人相を見させる場面である。ここで注目したいのは、傍点部のように韋玄成のことを韋賢の「第二子」（次男）であるとする<sup>①</sup>ことである。これは、韋玄成のことを韋賢の四男であるとする『漢書』の記述と

は異なるものであり、韋玄成の兄弟関係（生まれ順）に関して異伝があったことがうかがわれる記述であろう。実は、「張丞相列伝」のこの部分は、司馬遷による記述ではなく、前漢の元帝（在位：前四八～前三三）のころに博士を務めた褚少孫の著したものである。『史記索隱』には、次のようにある。

自車千秋已下、皆褚先生等所記。

〔車千秋より已下、皆褚先生等の記す所なり。〕

「車千秋」というのは、武帝のときに丞相を務めた人物である。そもそも「張丞相列伝」とは、その名が示す通り、その前半部分は張蒼の伝を収載しているのであるが、それとは別に、その後半部分は、武帝の時代において丞相を務めた人物たちを列挙している。『史記索隱』は、「張丞相列伝」の後半部分は「褚先生」こと、褚少孫の手によるものであると述べているのだ。

では、この「張丞相列伝」の当該箇所は日本においてはいかにして享受されていたのだろうか。室町時代の『蒙求抄』を見てみよう。

少子トアルホトニ嫡子テハナイソ（中略）至大鴻臚有相工相之  
当至丞相有男四人使相工相之至第二子其名玄成相工曰此子貴当  
封二番メノ子カ貴ナラウト云タレハ案ノ如クサウアタツタン

（林宗二『蒙求抄』）

ここでは、「韋賢満羸」（『蒙求』徐子光注）での「少子」という語を解説するにあたり、

『史記』張丞相列伝の一部分を引用し、玄成のことを「二番メノ子」とする。また、南化本『史記』張丞相列伝の当該箇所欄外には、五山僧によって『漢書』韋賢伝の本文が書入れられている。これらのことから少なくとも中世においては、韋玄成についての言説として、『史記』・『漢書』の記述双方が並存していたのではないかと考えられる。

韋玄成のことを韋賢の第二子であると『史記』の言説は、当該勅答の傍線部を「去病則是霍將軍博陸之兄、玄成寧非韋丞相第二之子（去病は則ち是れ霍將軍博陸の兄にして、玄成は寧んぞ韋丞相第二の子に非ざらんや）」とする身延山本の本文と合致するものである。

先に引用した『大鏡』の記述にもあるように、仲平は四人兄弟の次男である。四人兄弟の次男である仲平と、玄成のことを韋賢の次男であるとする『史記』張丞相列伝の記述とは、重ね合わせることでできよう。朝綱は、『史記』・『漢書』の記述双方のうち、仲平の生まれ順と合致する『史記』の言説を採ることによって、仲平の血統を表現しようとしたのではないだろうか。そのように考えれば、当該勅答の本文は、諸本の作るままに「第二子」として、読む必要があり、柿村註・新大系のように「第四子」に本文を改める余地はないのだ。<sup>12</sup> 当時、詩文において韋玄成が「弟」の関連語として用いられていたことは既に述べたが、当該勅答においても同様の用法であろう。何故ならば、次男であろうと四男であろうと、「弟」

であることには変わりはないからである。

すなわち、上句では、左大臣忠平を弟に持つ「兄」としての仲平を、朝廷の実力者であった霍光を弟に持つ霍去病に、下句では、藤原四兄弟の次男、すなわち今は亡き時平にとっては「弟」としての仲平を、次男でありながらも父業を継いだ韋玄成に、それぞれ擬えているのだ。上句・下句ともに、中国故事の人物のことを、時には出典を選択しつつも「兄」・「弟」についての関連語として巧みに用いながら、仲平の貴種性を表現しているといえよう。

ところで、「(1) 日本漢詩文における韋玄成」で見た日本漢詩文での韋玄成に関する用例は、どれも韋玄成のことを韋賢の第四子であるとした『漢書』の記述を典拠にしたものであった。これは、前に見たように、当時の幼学書である『蒙求』古注が『漢書』を引用していることに起因しているよう。そうしたなかにおいて、朝綱が『史記』を根拠にしたことは、奇異なことに感じられるかもしれない。『日本国見在書目録』でも、『漢書』関連の書籍の方が『史記』関連の書籍を数において上回っているようだ。<sup>13</sup>

『史記』享受の事例については既に先行研究があるが、例えば、『枕草子』では、このようにある。

文は文集。文選。新賦。史記、五帝本紀。願文。表。博士の申文。

（『枕草子』一九八段）  
漢文の書のなかでも良いものの一例として、『漢書』ではなく、『史記』とりわけそのなかでの「五帝本紀」が挙げられている。また、

数多くの俚諺の出典を記した『世俗諺文』には、『史記』由来とされる俚諺が『漢書』由来とされるものと共に多く立項されていることも、平安当時の『史記』好尚を示している事例として掲げられよう。加えて、『史記』が「三史」の筆頭として享受されていたこと<sup>15</sup>を踏まれば、『漢書』に比して『史記』が享受されなかったとは決していえないのである。

また、ここでの朝綱は、韋玄成の故事についての有力な出典であった『漢書』ではなく、仲平の血統を表現するためにあえて『史記』を採用している訳だが、こうした朝綱の故事に対する柔軟な態度は他にも見られる。佐藤道生によれば、朝綱には、本来はクスノキを意味する「櫟樟」という漢語を文章得業生の意味で初めて用いた用例があり、後世の文人貴族たちは朝綱の用例を典拠として「櫟樟」の語を用いたという<sup>16</sup>。このように朝綱の故事・表現に対する態度としては、眼前の現実<sup>16</sup>に故事を合わせるともいった一種の柔軟性があるのである。したがって、朝綱が当該勅答の表現をなすにあたって、韋玄成の生まれ順についての有力な典拠であった『漢書』の方ではなく、異伝が記される『史記』の言説を用いていたとしても何らおかしくはないのである。ここでは仲平の血統を表現するにあたって出典の取捨選択をしている、というべきであろう。

## 五、朝綱の文業から

### (1) 朝綱と藤原忠平との関係

次に、当該勅答が朝綱の文業のなかでいかに位置づけられるのかということを検討するにあたり、朝綱と藤原忠平との関係に着目したい。当該勅答が著された当時、忠平は左大臣の職にあったと同時に摂政をも兼ねていたが、朝綱は、仲平よりもむしろ弟の忠平との関係が深かった。小野泰央は、朝綱が忠平の辞表を再三に渡って作り、天慶二（九三九）年には高麗への牒書を忠平から託されていることに着目し、律令制の崩壊により、文人の活躍する場がなくなつてゆく当時において、才学で為政者に仕えることは家学を絶やさないう手段の一つであったと論じる<sup>17</sup>。このように、朝綱が忠平と親しかったことについては、既に先行研究で指摘されていることであるが、本稿では、この際、朝綱と忠平との関係を検討するにあたり、朝綱作成の忠平・実頼関連文書（辞表・致仕表・勅答）及び当該勅答を以下にイ〜ワとして作成時順にまとめた。

イ、「為貞信公辞撰政表」第一表…延長八年（九三〇）十月十日  
二日  
〔本朝文粹〕卷四〔一〇〇〕

ロ、「為貞信公辞撰政表」第二表…延長八年（九三〇）十月十日  
六日  
〔本朝文粹〕卷四〔一〇一〕

ハ、「為貞信公辞撰政表」第三表…延長八年（九三〇）十月十日

九日 『本朝文粹』卷四「一〇二二」

二、「答貞信公辞撰政表勅」(後述) ……延長八年(九三〇)十月

二十日 『本朝文粹』卷二「五一」

ホ、「答枇杷左大臣辞職表勅」(当該勅答) ……承平三年(九三三)

三月十六日 『本朝文粹』卷二「二三」

へ、「為貞信公辞太政大臣」第三表 ……承平六年(九三六)九月

十五日 『本朝文粹』卷四「一一」

ト、「貞信公天皇元服後辞撰政表」 ……天慶元年(九三八)八月

十三日 『本朝文粹』卷四「一〇三」

チ、「貞信公辞撰政准三宮等表」 ……天慶三年(九四〇)五月二

十七日 『本朝文粹』卷四「一〇四」

リ、「為清慎公辞右大臣表」第一表 ……天慶七年(九四四)六月

十日 『本朝文粹』卷五「一一」

又、「為清慎公辞右大臣表」第二表 ……天慶七年(九四四)六月

二十三日 『本朝文粹』卷五「一二」

ル、「為清慎公辞右大臣表」第三表 ……天慶七年(九四四)六月

二十八日 『本朝文粹』卷五「一二三」

ヲ、「為貞信公請致仕表」第一表 ……天曆三年(九四九)正月三

日 『本朝文粹』卷五「一三〇」

ワ、「為貞信公請致仕表」第二表 ……天曆三年(九四九)三月十

六日 『本朝文粹』卷五「一三二」

この忠平関連の文書の多さからは、朝綱と忠平との関係の深さが

窺えよう。以下、個別にごく簡単に解説する。イハは、忠平のた

めに書かれた辞撰政表である。忠平に依頼され、私的に作成したも

のと思しい。ニは、それを慰留する勅答である。朝綱が大内記の立

場で作成した。へは、忠平が太政大臣に任じられる際に、それを辞

退するために著された辞表である。トは、朱雀天皇が元服したのを

機に撰政を辞任しようとした際の辞表で、チは、准三宮の地位を辞

退するものである。リールは、忠平の息子である清慎公(藤原実頼)

が慣習上、右大臣を辞退するために代筆した辞表である。ヲワは、

老境に至った忠平が太政大臣を辞任するための致仕表である。

ヨウワが書かれた天曆三年に忠平は死去していることから、忠平

の晩年に至るまでも朝綱は文筆で仕えていたことが分かる。また、

リールから、忠平の息子である実頼とも関わりがあつたものと思し

い。このように、朝綱は忠平との関わりが深いことが分かるのであ

## (2) 「答貞信公辞撰政表勅」との比較

前項において、朝綱が忠平との関係が深いことを述べたが、こ  
では当該勅答の特徴を浮き彫りにするため、同じ「勅答」という文  
体である「答貞信公辞撰政勅」との比較を行いたい。撰政に就くこ  
とを辞退しようとした左大臣忠平に対して、大内記の職にあつた朝  
綱が延長八年(九三〇)十月二十日に著したものである。以下に全  
文を引用する。簡単な語釈を注に附したので参照されたい。<sup>19)</sup>

①勅。省重表、具冲挹之懷。公風神深凝、徳宇高聳。近取諸身、則四目之左眼、遠喻於国、則万里之長城。故先皇寄以朕躬、付以朝政。既親亦賢、物無異望。況公之於朕也、名為君臣、志如父子。何嫌何疑、以謙以拒。

②方今酷罰之身、少未有識。雖聞三讓之高古、猶恨百揆之擁今。上思先帝把臂之託、下知少子抱頸之情。凡厥撰行、一如前詔。縦瀝方赤於公口、何下雌黃於朕臂。悉之耳。

〔①勅。重表を省みるに、冲挹の懐ひを具さにす。公風神深く凝り、徳宇高く聳ゆ。近く諸れを身に取れば、則ち四目の左眼にして、遠く国に喩ふれば、則ち万里の長城なり。故に先皇寄するに朕が身を以てし、付するに朝政を以てす。既に親にして亦た賢にして、物に異望無し。況や公の朕に於けるや、名は君臣たれども、志は父子のごとし。何ぞ嫌ひて何ぞ疑はんや、以て謙せんや以て拒まんや。〕

②方に今酷罰の身にして、少くして未だ識有らず。三讓の高へに高からんことを聞くと雖も、猶ほ百揆の今を擁するを恨む。上先帝臂を把るの託を思ひ、下少子頸を抱くの情を知る。凡そ厥の撰行、一に前詔のごとし。縦ひ方赤を公の口に瀝らせども、何ぞ雌黄を朕の臂に下さんや。之を悉くするのみ。〕

〔大江朝綱「答貞信公辞撰政表勅」『本朝文粹』卷二「五一」〕

これも当該勅答と同様に撰政を辞退した忠平に対して、朱雀天皇

が慰留する体裁をとっている。これについても便宜上段落番号を付した。内容を概観してみよう。第①段落において忠平の素質に言及し、また、「既親亦賢」というように、天皇自身と血縁関係にあることを述べる<sup>20</sup>。その上で、「況公之於朕也、名為君臣、志如父子」というように天皇自身からの信任が厚いことを述べる。その後の第②段落においては、「方今酷罰之身、少未有識」と、父である醍醐天皇を亡くした自身の未熟さに言及したうえで、撰政就任を強く勧める構成となっている。

この勅答を当該勅答の表現と比較し、その特徴として挙げられるのが、個人の素質を称賛することに多くの分量が割かれていることである。第①段落での「風神深凝」や「徳宇高聳」をはじめとする表現は、忠平個人の素質に触れて、それを称賛するものである。無論、当該勅答にも仲平個人のことを称賛する箇所はあることにはある。当該勅答第②段落に、

況公芝局席寵、戴暁星而積年、椒室締花、霑春露而映日。

〔況んや公は芝局 寵を席き、暁星を戴きて年を積ね、椒室花を締びて、春露に霑ほひて日に映ず。〕

と、傍点部のようにあるのは、まさにそうであろう。永年に渡り、明け方になるまで公務に精励していたことを述べるものである。この「戴暁星」という表現は、句題詩に用いるべき対語を類聚した『文鳳抄』においても、

戴<sub>レ</sub>星、<sub>レ</sub>宸雪

〔『文鳳抄』人部「忠臣」〕

と、蘇武が匈奴の捕虜になった際、雪と旃毛とを喰らって飢えをしのいだという『漢書』を出典とする故事と対にされている。また、この対語は、「忠臣」の部立に分類されている。したがって、当該勅答においてもこの表現によって仲平の忠臣ぶりを称賛する意図があるろう。

しかしながら、ここでの「戴暁星」という表現は、辞表提出者を慰留するものとしていささか弱いものではないか。「戴（暁星）」の類例を二つ挙げてみよう。

A、晨入紫微伝鳳詔 暁、趁青瑣戴星、文

〔晨に紫微に入りて鳳詔を伝へ、暁に青瑣に趨りて星、文を戴く。〕

〔源英明「橘才子以予為失時。贈答之中屢有此句。余乃不然。故述」来由「復次」本韻〕 『扶桑集』卷七)

B、朝綱虎門聚雪、鳳闕戴星、方寸之勤、歲月多積。然而天性素頑、吏幹亦疎。

〔朝綱 虎門に雪を聚め、鳳闕に星を戴き、歲月多く積もる。然れども天性素より頑にして、吏幹も亦た疎なり。〕

〔大江朝綱「請<sub>F</sub>殊蒙<sub>F</sub>鴻慈<sub>F</sub>、拜<sub>F</sub>任温職<sub>F</sub>上<sub>F</sub>状<sub>F</sub>」

『本朝文粹』卷六「二四九」)

Aは、源英明と橘在列による詩の応酬の際の用例である。ここでは、英明自身が天皇に精勤していたことを述べる。Bは、朝綱が延長三年（九二五）に提出した奏状である。A・Bの用例で分かるよ

うに、自身を謙遜することが一層求められるであろう詩のやりとりの際や奏状においてさえ、この典故は自身に対して用いられているのである。またBは、「然而」以下に謙辞が述べられているように、朝廷に忠実に仕えてきたが、才能が追いつかないことを述べる韜晦の文である。職務への精励ぶりを前面に出せば出すほど、むしろ自身の不才をより強調する構図となっているといえよう。

このように、「戴暁星」の表現は、確かにそのひとの精勤ぶりを称賛する賛辞ではあるが、このA・Bのように、本来は謙遜すべき自分自身の勤めぶりについても用いることのできる程度のものであり、またしばしばその後には韜晦が伴ってしまうものなのである。

当該勅答において、血統に関わりなく仲平自身に言及している表現は、この外には見えないことを考えてみても、当該勅答における仲平自身への称賛は、かなり弱いものであることが分かるだろう。

精勤ぶりとその能力とは、また別なのである。当該勅答が仲平について話題に挙げているのは、あくまで彼の血統や、長年にわたる精勤ぶりであって、官人としての素質それ自体にはほとんど触れていないのだ。

### (3) 仲平昇進と当該勅答の背景

では、そうした当該勅答の構成の背景には、一体何があるのでしょうか。その問題に立ち入る前に、仲平の右大臣就任の背景を検討してみよう。

所功は、忠平左大臣就任後の延長八年一月の公卿構成について、大臣・納言の職が北家嫡流に占められることを述べている<sup>(21)</sup>。この見解に従えば、仲平の右大臣就任についても、忠平の台頭が背景としてあったことと思しい。

また、鎌倉初期に平基親によって著された、官職についての有職故実書である『官職秘抄』には、次のようにある。

兄弟相並例（承平、貞信公（忠平）・仲平公為左右）

〔兄弟相並ぶの例（承平、貞信公（忠平）・仲平公 左右を為す）〕

〔『官職秘抄』太政官・「左右大臣」〕

ここでは、「兄弟相並例」として、承平年間に忠平・仲平がそれぞれ左大臣・右大臣を務めたことが前例として挙げられる。仲平が右大臣に就任することによって、兄弟で左大臣・右大臣を務めることになるため、仲平の右大臣就任は、忠平にとつても大きな意味を持つものだったことが窺える。

そうしたことを了解したうえで、当該勅答の表現を今一度検討してみよう。

①重得表具之。夫立事立官、卿家之旧語、世功世徳、何人之遺蹤。去病則是霍將軍博陸之兄、玄成寧非韋丞相第二之子。縦云侯王無種、已知公卿有門。

②況公芝局席寵、戴曉星而積年、椒室締花、霑春露而映日。

③朕之所加、自副僉屬。方今一片風清、雖弘奔競之跡、万機塵

闇、恐擁謙讓之懷。朕心匪石、公何可転。莫重地中之山、以塞天下之望耳。

承平三年三月十六日

仲平の血統を賛美する第①段落中にある傍線部は、当該勅答中に書いていったいどのような意味を有しているのだろうか。先述したような忠平と朝綱との関係や、既に述べたように霍去病は「兄」の、韋玄成は「弟」の関連語として用いられていたことを踏まえつつ、また、傍線部中の「博陸」が、

国王十五歳ヨリ以前、闕白殿奉ヲ易リ王ニ行ヒと政務ヲ給フ故ニ、撰政闕白トモ云ヒ、執柄トモ云ナリ。唐名ヲハ、博陸ト云也。

（国会図書館本『和漢朗詠注』（見聞系）六「丞相付執政」）とあるように、日本における撰政の唐名であることを念頭に置いて傍線部を換言すれば、仲平の弟であり既に左大臣に昇進し撰政も務めていた忠平を霍光に、仲平の父である基経を韋賢に喩えているものであることが読み解けるのではなからうか。傍線部は、仲平のことを前漢の人物になぞらえることによって、基経や忠平のことをも賛美しているのである。

勅答において辞表提出者の氏族を称賛することは、朝綱自身が忠平と親密な関係にあったことに加え、仲平の妹である藤原穩子<sup>(23)</sup>が朱雀天皇の母にあたり、天皇が仲平にとつての甥であることを考慮すれば、特に不自然でもなからう。当該勅答は、あくまでも仲平に対して著されているのであるが、しかしてその視座は、弟である忠平

に向けられているとさえ、言えるのである。

また、かようなまでに個人の素質よりも藤原氏としての血統をとさらにことほぐるのは、何よりも仲平自身の官人としての素質の乏しさにも求められよう。仲平に関する先行研究では、仲平の出世が遅れた原因のひとつとして、伊勢との恋愛で知られたような歌人・風流人としての彼の素質が、そもそも官人には向いていなかったのではないかということが挙げられている<sup>24</sup>。穿った見方をすれば、仲平は、文化人としてはともかく、官人としては弟の忠平と比べるとどうしても見劣りしてしまうような、血統や精励ぶりしか褒めようのない凡庸な人物であったのではあるまいか。本稿冒頭部で見たように、当該勅答の文面は、仲平方の辞表作者との談合を経たうえで決定されたと思しい。かような人物を慰留する文章を作成するにあたり、どのような措辞でもって慰留するべきなのかを両者で検討し、妥当だと考えられた結果がこの文面なのだ。仲平方の辞表作者による「官人仲平」評も決して芳しいものではなかったのだろう。

このように当該勅答を具に見ることによって、忠平の盛隆ぶりとは、官人としての仲平の微妙な立ち位置とが見えるのである。

## 六、おわりに

本稿では、大江朝綱が作成した当該勅答の本文校訂における問題と、その表現世界の背景という二点について論じた。当該勅答は、

諸本の作る通り「第二之子」の本文のまま読まれるべきである。また、本稿で論じた傍線部の表現は、第①段落での藤原氏称賛の文脈のもとに読まれるべきものである。当該勅答の表現の背景としては、藤原北家の栄達・忠平と朝綱との親密ぶり・仲平自身の官人としての素質ということが、複合的に作用しているのである。

加えて、本稿では、当該勅答の表現を読み解くにあたって、『文鳳抄』・『擲金抄』・『蒙求抄』といった二次資料を参照した。二次資料を活用することによって、表現の背後にある作者の意図や、その故事がいかなる異伝とともに享受されていたのか、ということが分かるのである。

紙幅の関係上触れなかったが、『文鳳抄』・『擲金抄』において、その語が収載されている部立名に着目さえすれば、その漢語が含まれている作品がいつ、どこで作られたかといったことまでも、より明確に確定できるのではなからうか。具体的な例を挙げよう。読解している詩文のなかに『文鳳抄』・『擲金抄』でいうと「老壯」・「老少」・「老幼」などといった年齢に関する部立に類聚されている語が作者自身を形容するものとして用いられているとする。そうした場合、『文鳳抄』・『擲金抄』の当該部立を参照さえすれば、その作品が、作者が何歳のときに著された作品なのか、ということが自ずと分かるのではないだろうか。また、贈答詩での表現において詩を贈った相手に対し、そうした語が用いられていた場合も同様の手順を踏めば、作者の相手に対する感情・印象といったことがより鮮明に分か

るのではなからうか。

平安朝漢詩文研究では、詩語の性格や傾向を調べるにあたってよく用いられるのが、実作における用例を検討するという手法である。確かにそれは妥当な手法ではあるが、平安朝漢詩文の寥々たる現存作品数の前では、あまり意味を成さないことがまき起こってしまうのだ。あまりにも少ない用例数でもって、結論を下してしまうこと程、危ういことではないか。そのような事態を避けるため、いわば「補助輪」のような存在が、本稿において活用した、対語彙集や抄物といった後人の手による二次資料なのだ。

これまでの日本漢詩文研究では、二次資料、特に『文鳳抄』・『擲金抄』については、句題詩研究を除き、さほど活用されてこなかったきらいがある。今後は、散文作品を研究する際にも活用すべきであろう。むろん、用例を検討しなくてよい、ということではない。本稿においても、用例を列挙し、その表現について検討した。漢詩文における表現をより深く考えたいのであれば、実作作品における用例と、二次資料とを組み合わせて検討してみることが必要なのである。本稿は、平安朝漢詩文研究において二次資料を活用することの重要性を述べる、その一環として提出するものである。

#### 使用テキスト

○『本朝文粹』…身延山久遠寺本・新大系(参照…柿村重松『本朝文粹註釈』内外出版、一九二二) ○『大鏡』・『枕草子』…新全集 ○『新撰朗詠集』…柳

澤良一『全釈新撰朗詠集』(新典社、二〇一〇) ○『擲金抄』…真福寺本 ○『蒙求抄』…抄物資料集成 ○『本朝統文粹』…新訂増補国史大系本 ○『文鳳抄』…歌論歌学集成 ○『扶桑集』…田坂順子『扶桑集―校本と索引―』(権歌書房、一九八五) ○『官職秘抄』…群書類従本 ○国会図書館本『和漢朗詠注』(見開系) …伊藤正義・黒田彰・三木雅博 編『和漢朗詠集古注釈集成』(大学堂出版、一九九四) ○『西宮記』…神道大系 ○『柱史抄』…群書類従 ○『史記』・『漢書』…中華書局標点本(『史記』の本文については、點校本二十四史修訂本の他に瀧川亀太郎『史記会注考証』(東方文化研究所、一九三二)も参照した) ○南化本『史記』…古典研究会叢書影印 ○『世俗諺文』…濱田寛『世俗諺文全注釈』(新典社、二〇一五)

※漢文資料を引用するにあたって、原文の後の「」内に書き下し文を付した。また、漢文の句読点は、私に付したものである。

#### 注

- (1) 『文鳳抄』については、本間洋一『文鳳抄』編纂素材についての「一考察」(本間『王朝漢文学表現論考』和泉書院、二〇〇二)を参照されたい。『擲金抄』については、佐藤道生『擲金抄』解題(『擲金抄』(真福寺善本叢刊11))臨川書店、一九九八)、本間洋一『擲金抄』の素材について―注文・語彙をめぐって―(『中央大学国文』三十一、一九八七、三)などを参照されたい。
- (2) 仲平についての先行研究としては、斎藤浩徳『説話文学における藤原仲平の一考察』(『中世近世文学研究』一四、一九八一、一)、浅野洋一『藤原仲平の出世遅延に関する一考察』(『大和物語・大鏡探求』二松学舎大学、一九八五)参照。
- (3) 後藤昭雄『文体解説』(『新日本古典文学大系 本朝文粹』)参照。
- (4) 身延山本については、阿部隆一『本朝文粹伝本考―身延本を中心にして―』(『重要文化財 本朝文粹』汲古書店、一九八〇)参照。また、『本朝文粹』そのものについては、大曾根章介『王朝漢文学論攷』『本朝文粹』の研究』(岩波書店、一九九四)参照。

- (5) ◆侯王無種：秦の時、反乱を起こした陳勝が「王侯將相安くんぞ種あらんや」と述べたことにちなむ（『史記』陳涉世家）。◆去病則是：「去病」とは、霍去病（前一四〇～前一二七）のこと。前漢の人物。北方の異民族である匈奴と戦い、武功を馳せた。博陸（日本では撰政・関白の唐名）にまで昇った霍光の兄にあたる。『史記』漢書に伝がある。ここでの「博陸」とは、霍光のこと。◆玄成寧非：「玄成」とは、韋玄成（？～前三六）のこと。前漢の人物。經書に明るく、丞相にまで昇進した。同じく丞相にまで昇った韋賢（子息には黄金を与えるよりも經書を教えたほうが良いこと）を述べる『蒙求』の標題「韋賢滿羸」で有名）の息子にあたる。「韋丞相」とは、韋賢のこと。◆芝局：ここでは御所のこと。◆戴暁星の句：長年にわたって、明け方まで公務に精励したことを述べる。「巫馬戴星」（『蒙求』）の故事を踏まえる。◆椒室：「椒室」とは、皇后の部屋のこと。なお、仲平の妹である穩子は、醍醐天皇の中宮となり、朱雀天皇の母でもあるが、ここでの「椒室」との関連は未詳。◆僉属：多くの人々の要望。◆奔競：官位・官職を求めて競い合うこと。◆朕心匪石：「毛詩」邶風「柏舟」に「我が心石に匪ず、転ずべからず」とあるのを踏まえる。強い決意を示す。◆地中之山：「易」謙象伝に、「地中に山有り、謙とは、君子以て多きを哀らし寡きを益す：」とあるのを踏まえる。
- (6) 浅野注(2)前掲論文では、仲平の出世が遅滞していた背景のひとつとして、仲平自身の官人としての素質の乏しさや、仲平が菅原道真の女婿であつたことなどを挙げている。
- (7) 『蒙求』の享受については、太田晶二郎「四部ノ讀書考」（『太田晶二郎著作集』第一冊 吉川弘文館、一九九二）、同「勸学院の雀は、なぜ蒙求を囀ったか」（『太田晶二郎著作集』第一冊 吉川弘文館、一九九二）など参照。
- (8) ここでの「長易」、不審。あるいは、「長男」の誤記か。
- (9) 注(5)の注釈参照。
- (10) 当時の文人貴族における用典の諸相については、山田尚子「中国故事受

平安朝漢詩文研究における二次資料の活用

- 容論考 古代中世日本における継承と展開（勉誠出版、二〇〇九）、同「重層と連関」（勉誠出版、二〇一六）を参照されたい。
- (11) 『新釈漢文大系 史記』における水沢利忠による解釈でも、この「第二子」のことを次男として解している。なお、ここでの「第二子」という表記については、『史記』諸本間での特筆すべき本文異同はないようだ。
- (12) 後藤昭雄「本朝文粹本文校訂三条」（『本朝漢詩文資料論』勉誠出版、二〇一二）、滝川幸司「仲春積奠聴講孝経同賦資（事）父事君―菅家文章・本朝文粹の校訂をめぐる―」（『国文論藻』（京都女子大大学院文学研究科紀要 二〇一七、三）、廖榮発「紀長谷雄の「詩言志」の宣言「延喜以後詩序」を読み直す」（『和漢比較文学』五六 二〇一六、二）といった論考に見られるように、近年、新大系の個々の作品の本文校訂について疑義を呈する向きが強くなっているが、本稿もそれらの驥尾に付すものである。
- (13) 『日本国見在書目録』では、『史記』に関連する書籍が六部記録されているのに対し、『漢書』関連の書籍は、十二部記録されている。『史記』と『漢書』の読書史については、大木康「『史記』と『漢書』の読書史―『漢書』の歴史」（大木『史記』と『漢書』―中国文化のパロメーター―岩波書店、二〇〇八）参照。
- (14) 大木注「三前掲論文参照。
- (15) 『二中歴』巻十一「経史歴」は、「三史」として『史記』・『漢書』・『後漢書』の順で掲げる。
- (16) 佐藤道生「平安後期の文章得業生に関する覚書」（『芸文研究』一一三、一 二〇一七、一二）参照。
- (17) 「公卿補任」によれば、延長二年（九二四）に左大臣に就任し、同八年（九三〇）に撰政に任じられていることが確認できる。
- (18) 小野泰史「大江朝綱論」（小野『平安朝天曆期の文壇』風間書房、二〇〇八）参照。
- (19) ◆沖挹之懐：ここでは、撰政就任を断った忠平の謙退の心のこと。◆風神深凝：「風神」とは才気のこと。ここでは、忠平の才気が堅く凝ること。

◆徳字高聳：忠平の徳が高く聳えていることを述べる。◆四目之左眼：「四目」とは四方の情を明らかにする目。「左眼」とは、忠平が左大臣であったことにちなむか。(柿村注) ◆万里之長城：万里に続く城。◆先皇：醍醐天皇のこと。「先帝」も同義。◆酷罰：父を失うこと。ここでは、父の醍醐天皇が延長八年九月に崩御したことをいう。◆三讓：役職を再三にわたって固辞すること。◆百揆：多くの官吏のこと。朝廷を支える官人たちのこと。◆方赤：まごころ。「方寸赤心」の略。◆雌黄：顔料の一種。文章の誤りを訂正するのに用いた。ここでは、「何下雌黃於朕唇」で、私(天皇)の言葉を撤回させようなことはしないでくれ、という意味。

(20) この「親」字を含む表現は、平安時代作成の辞撰政表に頻繁に見られるものである。山田尚子「周公旦の故事と撰政」(山田「重層と連関」勉誠出版、二〇一六)は、少なくとも堀河天皇の頃までは、撰政には帝の近親者が就くのが好ましいという認識が定着していたものとする。

(21) 所功「延喜の治の再検討」(皇学館大学紀要)6 一九六八、二)参照。

(22) 忠平の台頭については、所注(20)前掲論文のほかに、藤木邦彦「延喜天

曆の治」(藤木『平安王朝の政治と制度』吉川弘文館、一九九一)など参照。

(23) 穩子については、藤木邦彦「藤原穩子とその時代」(藤木『平安王朝の政治と制度』吉川弘文館、一九九一)参照。

(24) 浅野注二前掲論文参照。注六を参照されたい。

#### (附記)

本稿は、早稲田大学国文学会平成二十九年度秋季大会において発表したものを基にしたものである。諸氏の所見を参考にし、内容改善に努めた。